

分別管理及び書類管理方針書

合同会社 WOOD-SMILE

令和 8 年 6 月 30 日

本方針書は、合同会社 WOOD-SMILE が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(令和7年1月1日)」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

- ・ 本方針書は、当社のチップ製造の為に買い付けた原木、原材料についての取り扱い、また納品するために買い付けたチップ及び自社で製造したチップについて適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、倉岡 智恵 を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ チップ加工に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・ チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスの木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上